

第57回 九州実業団毎日駅伝競走大会

申込要項

【 お申し込み・お問い合わせ 】

『第57回 九州実業団毎日駅伝競走大会 受付係』

観光庁長官登録旅行業第965号
九州旅客鉄道株式会社 営業部 法人旅行センター
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目12番23号
JR九州1号ビル4階
TEL 092-474-8129 / FAX 092-474-8194
hojin.taikai.jimukyoku@jrkyushu.co.jp
営業時間 9:30～17:00（土・日・祝日休み）
総合旅行業務取扱管理者 藤岡康紀 担当者 平野・福廣・岡田

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関わる責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

【旅行企画・実施】

観光庁長官登録旅行業第965号 （一社）日本旅行業協会会員
九州旅客鉄道株式会社
〒812-8566 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号



第57回 九州実業団毎日駅伝競走大会

大会期間：2020年11月3日(火)

1, 宿泊のご案内 (募集型企画旅行契約)

記号	ホテル名	部屋タイプ	住所 (電話番号)	アクセス時間目安	
				最寄り駅	会場まで
A	ホテルルートイン若松駅東	シングル	北九州市若松区本町3-6-6 (093-752-0301)	徒歩5分 (若松駅)	車で25分
B	ホテルAZ北九州若松店	シングル ツイン	北九州市若松区二島1-4-20 (093-701-3303)	徒歩5分 (二島駅)	車で20分
C	ホテルAZ北九州小倉店	シングル	北九州市小倉北区西港町30-7 (093-562-3311)	車で10分 (小倉駅)	車で30分

・旅行代金 (お一人さまあたり)

単位：円

記号	部屋タイプ	1泊朝食付				1泊2食付			
		旅行代金	旅行代金への 給付額	地域共通 クーポン	お支払い 実額	旅行代金	旅行代金への 給付額	地域共通 クーポン	お支払い 実額
A	シングル	8,000	2,800	1,000	5,200	対応不可			
B	シングル	9,200	3,200	1,000	6,000	9,650	3,300	1,000	6,350
	ツイン	6,000	2,000	1,000	4,000	6,950	2,350	1,000	4,600
C	シングル	6,800	2,300	1,000	4,500	7,750	2,650	1,000	5,100

宿泊設定期間	2020年11月1日(日)・2日(月) ※大会当日の宿泊設定はございませんのでご注意ください。
宿泊条件	1泊2食付き 又は 朝食付き (サービス料・消費税込)
最少催行人員	1名様より
添乗員	同行致しません

(ホテルのチェックインはご自身で行なって頂きますので予めご了承ください)

- ・ご旅行代金に含まれるもの：宿泊費、サービス料、諸税等。
(交通費及び、個人的性質の諸費用は含みません。)
- ・申込順に配宿いたしますので、ご希望がございましたらお早めにお申しください。
- ・ご宿泊ホテルにつきまして、ご希望に添えない事が十分に想定されますので予めご了承ください。
上記ホテルが満室になった場合は代案のホテルをご案内させて頂く場合がございます。
- ・ミーティングルーム等宿泊以外についてのお問合せ、お申込みはお客様ご自身にてお願い致します。
- ・定員利用以外は、特別料金を頂戴する場合がございます。
- ・お客様自身で直接ホテルの予約を行った場合は、GOTOトラベルキャンペーンの対象とならない場合もございますのでご注意ください。同キャンペーンに関するご不明な点がございましたら
申込受付係までお問合せください。
- ・GOTOトラベル事業給付金を受けるにあたり、本人確認書類の提出が必要となります。
【別紙2】宿泊者名簿の提出と併せて、申込者全員分の本人確認書類もご提出ください。

- 1、この旅行はGoToトラベル事業の支援対象です。
- 2、旅行代金からGoToトラベル事業による給付金を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。9月以降当社が定める日以降にご出発のご旅行に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。
- 3、給付金の受領について
 国からの給付金はお客様に対して支給されます。当社およびGoToトラベル事務局は、給付金をお客様に代わって受領（代理受領）致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただきます。なお、お取消の際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。お客様は、当社およびGoToトラベル事務局による代理受領についてご了承のうえお申込みください。

○ 行程について

1泊	2泊	行程表	
1日目	1日目	自宅又は前泊箇所 … (お客様負担) …	宿泊箇所
	2日目	宿泊箇所 … (お客様負担) …	宿泊箇所
2日目	3日目	宿泊箇所 … (お客様負担) …	自宅又は後泊箇所

※大会会場や集合時間等の詳細は大会事務局へお問い合わせください。

○ 変更・取消について

- お申し込み内容の「変更・取消」の場合は下記の取消料を申し受けます。尚、「変更・取消」は確認の為、FAXまたはメールなどの書面にてお申し出ください。お電話による変更・取消はトラブルの原因となりますので、ご遠慮願います。営業時間外の申し出につきましては翌営業日の取扱いとなります。予めご了承ください。

- 取消料 ※1名様あたりの旅行代金に対して次の取消料がかかります。

契約解除の日	宿泊代金取消料 (お一人様あたり)		
	1~14名	15~30名	31名以上
旅行開始日の8~20日前の解除	無料	無料	10%
旅行開始日の6~7日前の解除		20%	20%
旅行開始日の4~5日前の解除			
旅行開始日の3日前の解除			
旅行開始日の2日前の解除	50%	50%	30%
旅行開始日の前日の解除			
旅行開始日の当日の解除	100%	100%	30%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加			

2, お弁当のご案内 (手配旅行契約)

選手・応援者のお弁当の注文を承ります。

ご希望の場合は【別紙2】申込書に個数をご記入のうえお申込みください。

- ・料金 600円(税込) 紙パックお茶付き
- ・配達回収場所は、原則として『大会本部席付近』となります。
- ・お弁当の配達は11時頃に行い弁当殻の回収は15時頃に対応致します。

○ 変更・取消について

- お申し込み内容の「変更・取消」の場合は下記の取消料を申し受けます。
尚、「変更・取消」は確認の為、FAXまたはメールなどの書面にてお申し出ください。
お電話による変更・取消はトラブルの原因となりますので、ご遠慮願います。
営業時間外の申し出につきましては翌営業日の取扱いとなります。予めご了承ください。

- 取消料 ※ひとつあたりの代金に対して次の取消料がかかります。

契約解除の日	取消料(ひとつあたり)
旅行開始日の3日前の解除	無料
旅行開始日の2日前から当日までの解除	100%

3, お申込みについて

- お申込は『FAX』又は『メール』にて【別紙1】【別紙2】の提出お願い致します。
お電話での受付はできかねますのでご注意ください。
※受付完了後、弊社より受付番号をお知らせしますので必ずお控えください。
またお問合せの際は、受付番号と団体名(または個人名)を沿えてご連絡ください。

お申込みの流れ

- ① 申込締切 (2020年10月2日(金))
- ② 申込締切後に、請求書を送付致します。
- ③ 入金締切 (2020年10月16日(金))
- ④ 入金確認後、宿泊確認書を送付致します。

お申込のご案内

詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前にご確認の上お申込ください。

お申込のご案内《募集型企画旅行契約》

この旅行は、九州旅客鉄道(株)(観光庁長官登録旅行業965号。以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり

この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

又、旅行契約の内容条件は、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行契約約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

●旅行のお申込及び契約成立時期

(1)当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。

(2)当社はファクシミリ・インターネットによるお申込みによるのみ予約の申込を受け付けます。

この場合、当社予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金の支払いをしていただきます。

(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)お申込金(お一人様あたり)

旅行代金	1万円未満	3万円未満	5万円未満	5万円以上
お申込金	2,000円	4,000円	8,000円	10,000円

●旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いください。

ただし、お申し込みが間際の場合は、当社が指定する期日までにお支払いください。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合による解除については、取消料を申し受けます。詳細はページ4をご確認ください。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈の無い限り普通座席)、宿泊費、食事代、及び消費税等の諸税。

これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

●旅行代金に含まれないもの(一部例示いたします。)

個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料(クリーニング代、電話料金その他追加飲食など)。

●旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社に關与し得ない事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が關与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行内容(以下『契約内容』といいます)を変更することがあります。

ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

●旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

(1)利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨通知します。

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされる場合は、本項(1)に定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行なっているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担となります。

(4)当社は運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

●特別補償

当社は、当社の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について以下の金額の範囲において、保証金または見舞金を支払います。

・死亡補償:1500万円・入院見舞金として入院日数により:2~20万円・通院見舞金として通院日数により:1~5万円

・携行金損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●当社の免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じず。

ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害。③運送・宿泊機関のサービスの提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは中止。④官公署の命令等によって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止。⑤自由行動中の事故。

⑥食中毒。⑦盗難。⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同行の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して、通知があったときに限りお客様お一人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年8月1日を基準としています。又、旅行代金は2020年8月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

オプションツアーお申込のご案内《手配旅行契約》

●旅行のお申込み及び契約成立の時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、旅行代金の20%相当額のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金、取消料等、お客様がお支払いいただく金銭の一部としてお取扱い致します。
- (2) 手配旅行契約は、お申込の各旅行会社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (3) 乗車券類や宿泊券類などの単一の手配においては口頭によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合手配旅行契約はお申込の旅行会社が契約の締結を(承諾)したときに成立します。

●旅行取扱料金

お申込の各旅行会社は、お客様のご旅行に伴ってお引き受けする予約の手配・変更・取消などに対して、当社所定の旅行業務取扱料金、各種手数料及び、これらの料金にかかる消費税を申し受けます。尚、旅行取扱料金については、お引き受けする内容と料金については申込の各旅行会社にお尋ねください。

●取消料

お申込を取り消された場合は、運送・宿泊機関等所定の取消料又は違約料、お申込の旅行会社所定の取消料金を申し受けます。乗車券類や宿泊券類等をお持ちの場合、代金、料金から、当該料金を引いた残額を、当該券類と引き換えに払戻いたします。運送・宿泊機関等所定の取消料又は違約料は当該運送・宿泊機関等によって異なります。詳細はページ4をご確認ください。

募集型企画旅行契約及び手配旅行契約 共通事項

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問合せください。

●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において契約書面において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領する為、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員・幹旋員・現地ガイド・当該旅行サービス提供期間又はお申込店に申し出なければならない。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、又は、お申込店にご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱について

当社は、旅行お申込の際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。尚、個人情報取扱の詳細については、当社ホームページでご確認ください。